

松山市いじめ防止基本方針（概要版）

松山市では、いじめの問題により松山の子どもたちから絶対に犠牲者を出さないことを目的とし、考えられることはすべてやるというスタンスで、平成18年度に「いじめ対策総合推進事業」を立ち上げ、市独自でいじめの問題に取り組んできました。この度、いじめ防止対策推進法第12条の規定や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、更なるいじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、社会総がかりでいじめの問題に対峙することを目的として、「松山市いじめ防止基本方針」を策定します。

基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、深刻な人権侵害であることを認識し、全ての子どもが心豊かにはぐくまれ、個性や創造性に富み、夢を持って成長できるように、家庭、学校、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を果たしながらいじめの問題を克服しなければならない。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ・ いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処
 - ・ 地域、家庭との連携について
 - ・ 関係機関との連携について

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

○ いじめの防止等のために市が実施すべき施策

① 市が設置する組織

防
止



重
大
事
態
発
生
時

松山市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が機能的かつ計画的に行われるよう、各機関の連携を図る。
(学校、松山市、教育委員会、PTA、警察、児童相談所、法務局、人権擁護委員、医師会、弁護士会 など)

松山市いじめ問題サポート会議

学校からのいじめに対する通報又は相談を受け、第三者のアドバイザーから助言を受け、当事者間の関係を調整するなどの問題解決を図る。
重大事態が発生した場合、調査の主体を明確にし、場合によっては学校におけるいじめの重大事態を調査する。

人権啓発施策推進審議会（再調査委員会）

松山市いじめ問題サポート会議による調査結果の報告を受け、市長が検証し必要と判断した場合、附属機関による再調査を行う。

② 市が実施すべき施策

い
じ
め
の
未
然
防
止

- ・ **豊かな心を育成する教育の推進**
心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに努める。
- ・ **教職員の資質向上**
職能研修、教員の経験年数や個々の課題に応じた研修の充実。
- ・ **子どもから広がるいじめ〇活動（いじめ対策総合推進事業）**
子ども主体のいじめ〇ミーティング等を開催し、子どもが考えたいじめをなくすための取組を具現化する。市民対象のいじめをなくすポスター募集。
- ・ **いのちを守り育てる集い（いじめ対策総合推進事業）**
市内小中学校に講師を派遣し、いじめ問題を考える学習会を実施。

早期発見

早期対応

- **いのちを守る相談活動（いじめ対策総合推進事業）**
相談体制を整備し、児童生徒や保護者に周知を図る。各学校にいじめ実態把握専用メールを開設する。
- **いじめ問題対策・サポート事業（いじめ対策総合推進事業）**
いじめ防止の啓発活動を行うとともに、いじめの問題に対して学校と連携・協力して適切な対応をとる。関係機関と連携しインターネットに関する研修会や学習会を実施する。
- **定期的な調査の実施**
各学校においていじめに関するアンケートを実施する。

- **学校への支援**
いじめについて学校と情報共有を行い、学校の対応を適切に支援する。
- **松山市いじめ問題サポート会議**
学校だけでは対応できないいじめの問題の早期対応を図る。
- **教育相談の充実**
中学校区に配置されたスクールカウンセラーなどと連携し、相談体制を整備する。

○ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

① 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、自校のいじめ防止などの取組についての基本的な方向、取組の内容などを「学校いじめ防止基本方針」として定め、ホームページなどで公開する。

② 学校でのいじめ防止等、対策のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、既存の組織を活用し「(仮称)いじめ防止対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

ア いじめ防止対策委員会（小委員会・校内組織）

イ いじめ防止対策委員会（アの組織に加えて保護者地域など）

ウ いじめ防止対策委員会（イの組織に加えて外部専門家）

③ 学校でのいじめ防止等に関する措置

- いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置

○ 重大事態への対処

法第 28 条第 1 項第 1 号「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 子どもが自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第 28 条第 1 項第 2 号「相当な期間」

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安にする。

① 報告

学校は速やかに教育委員会に報告。教育委員会は市長に報告。

② 調査主体

調査の主体を学校にするか教育委員会にするかを決定する。

③ 調査組織

教育委員会が調査主体となる場合はサポート会議とする。

④ 調査対応

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし当該事態への対処。

⑤ 提供報告

被害の児童生徒とその保護者への情報提供と市長への報告。

※ 再調査

市長が必要があると認められた場合は、附属機関により再調査を行う。（議会報告）

市長は、必要に応じて総合教育会議を招集し、協議・調整をする。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本基本方針の策定から 3 年の経過を目安に、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、学校における学校基本方針について、策定状況を確認し公表する。